

平成 28 年第 2 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 28 年 2 月 24 日 (火)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 28 年 2 月 24 日 (火) 午前 9 時 30 分	
	閉 会	平成 28 年 2 月 24 日 (月) 午前 11 時 18 分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・正山幸夫・池野博文	
	欠席委員	なし	
職務により会議に出席した者	次長	國本 育宏	
	生涯学習課長	佐々木昭三	
	学校教育課長	片山 豊和	
	主幹	沖本 直樹	
	主幹	萩原 英子	
	調理場長	上田 隆	
	筒賀小栄養教諭	亀川 吉美	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 1 号	安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について	原案可決
	議案第 2 号	安芸太田町立学校関係職員定期健康診断実施要領の全部改正について	原案可決
	議案第 3 号	安芸太田町学校教育共同調理場設置条例施行規則第 5 条の一部改正について	原案可決
報 告 協 議 事 項	1 生涯学習課 3 月行事予定 2 戸河内ふれあいセンターのガラス片落下について 3 広島県教育に関する大綱について 4 新しい学びプロジェクト授業研究会 in 安芸太田町について 5 コミュニティ・スクールについて 6 教職員の服務規律の徹底について		

【 議 事 録 】

日程第 1、開会
教育長)

定刻になりましたので、平成 28 年第 2 回安芸太田町教育委員会を開催いたします。
(午前 9 時 30 分開会)

日程第 2、教育長報告をさせていただきます。

教育長)

前回の教育委員会議以降について簡単に報告します。

1 月 20 日 加計中学校で協同学習の研究会を開催しました。県内から多くの方にお越しいただきました。今回の特徴としては私立の中・高等学校や大学の方々も来られたことが新しい傾向だと感じています。

1 月 21 日 臨時議会で契約議決をいただきました。

1 月 25 日 大雪で戸河内中・筒賀中以外の学校が臨時休校をしました。

1 月 26 日 訴訟の第 2 回口頭弁論が広島地方裁判所で行われました。

1 月 31 日 町内中学校の立志式が行われました。

2 月に入りまして、戸河内ふれあいセンターの天井照明器具からガラス片が一部落下した事案があります。これはのちほど、報告があります。

また、のちほど提案させていただきますが、町学校給食運営委員会を開き、本日の議案を提出するため意見をいただきました。

2 月 19 日 基本方針の再修正を求める戸河内連合の会から 12 月に要請を受けていました戸河内中学校の天井落下にかかわる説明会を開きました。これは統廃合全般に関わる意見交換となりました。

2 月 22 日 先ほどのガラス片落下について、町常任委員会に報告しました。その中で、原因究明とその他の雨漏り対策など今後の対応について意見を求められており、26 日臨時議会の事前の全員協議会の中で改めて説明、報告をすることとしております。

2 月 25 日 戸河内小学校の保護者を対象として、仮設校舎、新築工事に関わる説明会をさせていただきます。

2 月 26 日 現在進めている加計小、加計中体育館の契約の変更等の議決をいただく審議をしていただきます。

2 文部科学省 合田課長との話について

1 月の全国教育長セミナーに出席した際、文部科学省合田課長と面会しお話を伺いました。そこでこれからの教育の方向性ということでアクティブラーニングについてお聞きしました。

のちほどゆっくりご覧ください。いずれにしても今回の学習指導要領の改訂の中で「何を学ばせるか」という方向から「どのように学ばせるか」・・・やり方について国としても言及していく。その中で、これからの時代を担っていく子供たちは自らが能動的に学んでいくことが必要であるということに尽きると思います。また、ただ単に「どう学ばせるか」ということだけでなく、カリキュラムのマネジメントという「学ばせる中身をマネジメントする力」が求められているということです。

3 教職員人事について

現在、戸河内中学校、筒賀中学校の 2 校が同じ校舎の中で学習することも含めて、授業の持

ち方について県教委と協議をしております。次回3月の教育委員会議では、これらの人事の内申について協議いただきたいと思います。

4 服務規律の徹底について

今回の大雪で、教職員から若干の自損事故の報告を受けています。引き続き、未然防止の指導に務めて参ります。

以上です。何かご質問がありますか。

河野委員)

大雪等による臨時休業は、校長の判断で決定するのですか。

学校教育課長)

基本的には校長判断です。今回は事前に予報が出ていたため協議を行いました。結果として、戸河内中についてはスクールバスが動くという想定の中で、バス会社と協議し、除雪等が間に合うのであれば運行可能という報告を受けており、前日の段階でバスが動くのであれば休校にはしないという判断をしました。当日朝5時に判断をし、戸河内中・筒賀中は通常どおり開校としました。小学校については前日判断ができなかったのが上殿小と津浪小でした。通学距離が短く、徒歩通学が可能ということで前日判断はしませんでした。

当日の朝、6時半にPTA会長と協議をし、この2校については当日の朝休校を決定しました。理由としては歩道の除雪が間に合わず、車道を通して徒歩通学することになる危険性を想定して決定しました。それ以外の小学校は、通学距離が長いこともあり、前日の降雪状況からすでに休校を決定しておりました。

河野委員)

このことで1つ気になっていることがあるのですが、木坂方面で歩道に雪があって通れないので車道を通るようになって危ないということを聞きました。県土木に私も問い合わせたところ、歩道は県が町へ委託しているようです。歩道と車道が別々の時間に除雪をし、歩道の後で車道を除雪したため、結果として車道の雪が歩道へ行ってしまったようでした。通学路については学校が管理するわけにはいかないで、そういう状況があった場合は、教育委員会としても積極的に対応していただきたいと思います。

学校教育課長)

この件につきましては、教育委員会にも連絡が入っております。以前も除草について連絡をいただいたことがあり、その件についても昨年末から県の土木事務所へ改善を求めているところです。除雪についてはご指摘のとおりですが、山崎のガード下の歩道がせまく除雪ができていないという状況もあるようです。車道とも近く圧雪が歩道側にいつてしまったと聞いております。今後道路改良も含めて協議をしていくという回答をいただいております。

教育長)

他に質問がないようですので、議事に移ります。

本日の議事で、公開になじまないものがあればご意見をいただきたいと思います。

(なし)

それでは、議案の審議に入ります。

日程3 議事

教育長)

説明員の関係で順序を入れ替え、まず議案第3号 安芸太田町学校教育共同調理場設置条例施行規則第5条の一部改正について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長)

資料1をもとに説明する。

教育長)

続いて、補足説明を調理場長よりお願いします。

調理場長)

補足資料(町の調理場の運営状況について)により説明する。

亀川栄養教諭)

資料(給食の内容等について)により説明する。

調理場長)

資料(消費税率変更に伴う給食費の改訂について)により説明する。

これらのことについては、学校給食運営委員会から、保護者への丁寧な説明をしてほしいというご意見をいただいています。

河野委員)

給食費の消費税は内税ですか。

調理場長)

はい、内税となっております。

河野委員)

そうすると元の値段がいくらで、それに消費税が8%かかりいくらになるか、何の理由で今回値上がりするのかということが分かるように説明資料を作成した方がよいと思います。

河野委員)

直接関係はありませんが、町内の給食費滞納の状況はどうですか。

調理場長)

滞納に関しては、平成21年度分は5万ほどあります。平成22~25年度は完納です。平成26年度分は現在努力をしておりますが1万9千円ほどあります。今年度については現在完納に向けて努力をしているところです。

河野委員)

一般的な話からすると良い状況だと思います。

調理場長)

年度内で支払いができない場合は、滞納繰越をして次年度に支払っていただくことになります。支払われる時期が遅くなるので滞納ということになります。

清胤委員)

給食運営に関わってはいいろいろ御苦心いただきありがとうございます。臨時の調理員さんについてですが、これは、正規の調理員さんに加えて、時々お願いしているということなのでしょうか。

調理場長)

いいえ、これは臨時といっても常勤でお願いしています。加計調理場は7人体制をとっております。加計は保育所・小学校・中学校と一日3回作っております。かなり作業に手間がかかります。

清胤委員)

戸河内調理場については正規職員3名と臨時職員1名が常勤で勤務しているということですね。

調理場長)

そのとおりです。

河野委員)

加計の調理場の臨時は、累計というわけではないのですね。一人がずっと出ておられるのですか。

調理場長)

はい。職員が休むときなどは、別に代替職員を確保しております。一人休むとかなり作業の効率が悪くなりますのでこのように対応しております。

池野委員)

資料についての質問ですが、加計の赤字額が2つの表で違うのはなぜですか。

調理場長)

検食と保存用費用がありますが、これを引いている額と引いていない額の違いです。これは保護者負担にするわけにはいきません。2つの表の実際の費用は同じです。

池野委員)

わかりました。アレルギーについて、それに対応するように努めておられるのは望ましい方向だと思いますが、現在アレルゲンがいろいろ増えていて、ご苦労も多いかと思いますがよろしく申し上げます。

清胤委員)

安芸太田町の給食は非常においしいと評判のようですが、残菜の状況はどうですか。

調理場長)

現在、残菜の量を完全には把握しておりませんが、量的には少ないです。

教育長)

他にご質問等はありませんか。それでは審議を終わります。議案第3号の安芸太田町学校教

育共同調理場設置条例施行規則第5条の一部改正について採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

教育長)

次に議案第1号 安芸太田町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について 事務局より説明をお願いします。

沖本主幹)

議案資料により説明する。

(1) 連携型中学校の教育課程

先日の県の教育委員会議で、加計高等学校と町内の3中学校の連携型中高一貫校の指定がされました。それに伴いまして、県の学則も変更され、安芸太田町の規則も改正する必要があります。【19条3】を読み上げる。

(2) 職員の職制の変更

行政職、医療職の職制の変更について「29条2, 3, 4」を読み上げる。

(3) 共同事務室の関連校の変更

(4) 様式の変更

教育長)

何かご質問等ございますか。

ないようですので、採決に移ります。議案1号 安芸太田町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

教育長)

続きまして、議案第2号 安芸太田町立学校関係職員定期健康診断実施要領の全部改正について事務局からお願いします。

沖本主幹)

議案資料により説明する。

教育長)

何かご質問はありませんか。

ないようですので、採決に移ります。議案2号 安芸太田町立学校関係職員定期健康診断実施要領の全部改正について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

教育長)

それでは日程第4 報告協議に移ります。

1 生涯学習課3月の行事予定についてお願いします。

生涯学習課長)

3月13日(日) 県民文化祭山県地区大会が戸河内ふれあいセンターメイプルホールで行われます。

教育長)

それでは報告協議2 戸河内ふれあいセンター照明器具の一部落下についてお願いします。

生涯学習課)

2月17日水曜日16時25分頃、着替えのため生徒が入口からアリーナのステージへ向かっていたところ、音がしたため見に行くと照明器具のガラスの一部が落ちていたため管理人を呼びに行きました。

16時30分頃、教諭が到着し、落下地点周辺の床等について確認をしました。

16時45分頃、分室から生涯学習課へ連絡が入り、直ちに現場へ向かいました。

17時10分頃、現地に到着し、工事を行った業者と現場を確認しました。そのとき、照明リフトで降る照明については異常がないことを確認しました。落下した破片に表示があり、12日に取り換えた電球であることが確認できました。電球が割れていることが確認できたのですぐに業者に点検を行うように依頼しました。翌日は利用を休止するように分室に連絡を取りました。

2月18日木曜日8時半頃、業者へ作業者等の手配について確認しました。8時50分頃、学校から連絡が入り、生徒が怪我をしているというものでした。部活終了後、着替えをする際、くるぶしに痛みを感じ、見たところ傷があり、すぐに出血は止まっていたので絆創膏を貼って帰宅したとのことでした。

同日16時30分頃、業者がふれあいセンターに高所作業車を配備し、破損した電球と照明器具を撤去しました。電圧や漏電等での事故の可能性もあるので中電工にも連絡をとって確認しております。電圧、漏電について異常はありませんでした。電球の件ですが、2月12日に業者が高所作業車を使って器具の取り換えを行っております。合わせてアリーナ照明の電球が切れているということで4か所(昇降機が壊れていて取り換えができていなかったもの)の電球を交換してもらいました。

原因究明については、照明器具のメーカー(東芝)へ連絡しましたが、これまでそういう事例はなく、外部的な影響としてすでに電球が破損していた、あるいは取付け時のしめ過ぎが考えられるということでした。そこで取り換えを行った業者に連絡しました。業者では取付けの際のしめ具合も適切に行い、電球の破損なども目視による確認をしていると回答を受けました。電球については、教育委員会でストックしていたもので、1年前に購入したものです。保管はふれあいセンターの事務室に置いていました。管理人に保管状況を確認しました。段ボールに入れ、2つを重ねていたこと、その上に物を置いたりしておらず何かが当たったこともないと回答を受けております。取り換えた際の箱も確認しましたが、ガラス片などはありませんでした。電球はパナソニック製でした。電球と器具のメーカーの違いによる組み合わせによる不適合があるかどうか調査してもらっておりますが、今のところこれ以上の原因究明はできておりません。本日、今回破損しなかった残りの3つの電球を撤去する作業をしています。今後、原因を究明して報告したいと思います。

河野委員)

この時期に起こり、偶然なのだろうが「またか」という気持ちもでてくるかもしれません。

そのことが行政不信へつながる可能性もあります。経費節減とはいえ、作業の手順やメーカーとの連携がないままにやると、後の措置がうまくいかないのかもしれないかもしれません。その辺り間違いないようにしていただきたいと思います。教育委員会には説明責任がありますから、原因を究明して説明できるように早急に対応していただきたい。

清胤委員)

ガラス破片の掃除は、管理人が行った1回だけですか。きっと大掃除などされているのだと思いますが、丁寧にやっていただきたいです。メーカーの不適合も心配なので、今後は同じメーカーにするなど改善につなげてください。

生涯学習課長)

ガラス片が落ちたということで、管理人は箒とちり取りで掃除しましたが、モップがけや掃除機まですればよかったと思います。18日に掃除機で再度掃除しました。

清胤委員)

再使用は始まっていますか。

生涯学習課長)

はい、始まっております。

河野委員)

他の電球はどうするのですか。

生涯学習課)

原因が特定できていないので、同じ手法で取り換えたものは外しました。他はそのままです。

教育次長)

リフターを変えることや電気をLED化することも見積もりを取るなどして考えているところ です。

河野委員)

計画的にしっかりチェックするようにお願いしたいと思います。

教育長)

管理する立場として、初期対応で安全が確認できない状況で使用をさせたということは、管理者として甘かったと思います。引き続き同じようなガラス球がありますので、リフターの修理、ガラス製でない電球の使用など町長部局と相談しながら進めてまいります。原因究明についてはかなり厳しい道のりとは思いますが、引き続き取り組んでまいります。他にございませんか。

池野委員)

いろいろな施設が老朽化する中で、安全管理は大変だと思いますが、管理下の施設で事故が起こると大変です。その辺りは計画的にお願いします。

教育長)

それでは、次の「広島県教育の大綱」について説明をお願いします。

沖本主幹)

資料によって説明する。

(質問等なし)

教育長)

次に「新しい学びプロジェクト安芸太田町授業研究会」について説明してください。

萩原主幹)

資料によって説明する。

(質問等なし)

教育長)

次にコミュニティ・スクールについて説明をお願いします。

沖本主幹)

資料により説明する。

教育長)

3月に再度お諮りをいたしますので、それまでに目を通しておいていただければと思います。では、教職員の服務規律の徹底について説明をお願いします。

沖本主幹)

資料により説明する。

町内の校長・教頭等の研修会で指導をして参ります。

教育長)

県内でもこういった事案がなくなりません。本町でも交通事故や違反などがあります。なかなかなくなりませんが、こういった資料をもとに研修を進めて行きたいと思います。

以上で協議を終わります。

沖本主幹)

次回の会議日程の調整をお願いします。

(日程を協議する。)

教育長)

では、次回は3月15日17時30分開会を予定します。

本日の平成28年第2回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前11時18分 閉会)